

2. 合併後にできた新しい施設

合併後にどんな施設ができたか知っていますか？



H14年 けやき小学校



H15年 東伏見コミュニティセンター



H17年 西東京いこいの森公園

綺麗な施設が増えたね！

＜合併後にできた主な施設＞



H20年 住吉会館



H20年 保谷駅前公民館・図書館



H23年 ひばりが丘児童センター



H23年 障害者総合支援センター

＜合併以降の総面積の比較＞

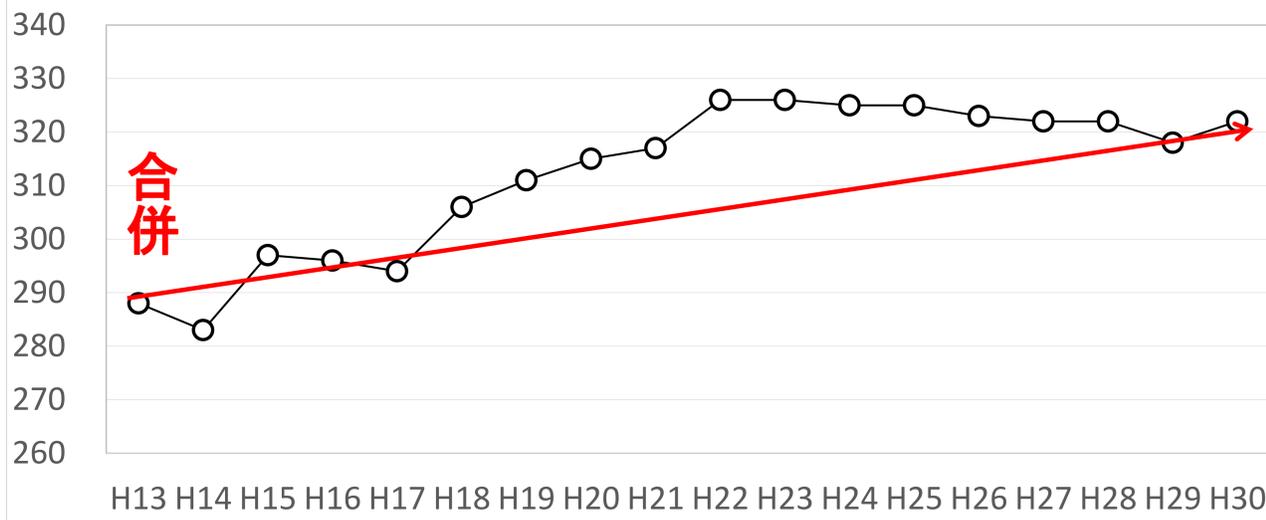
平成13年度 約 287,000 m²



平成30年度 約 337,000 m²

総面積：約337,000m²
 小学校校舎の平均
 約5,000m²だと67校分！

建物面積の年度末現在高推移(千m²)



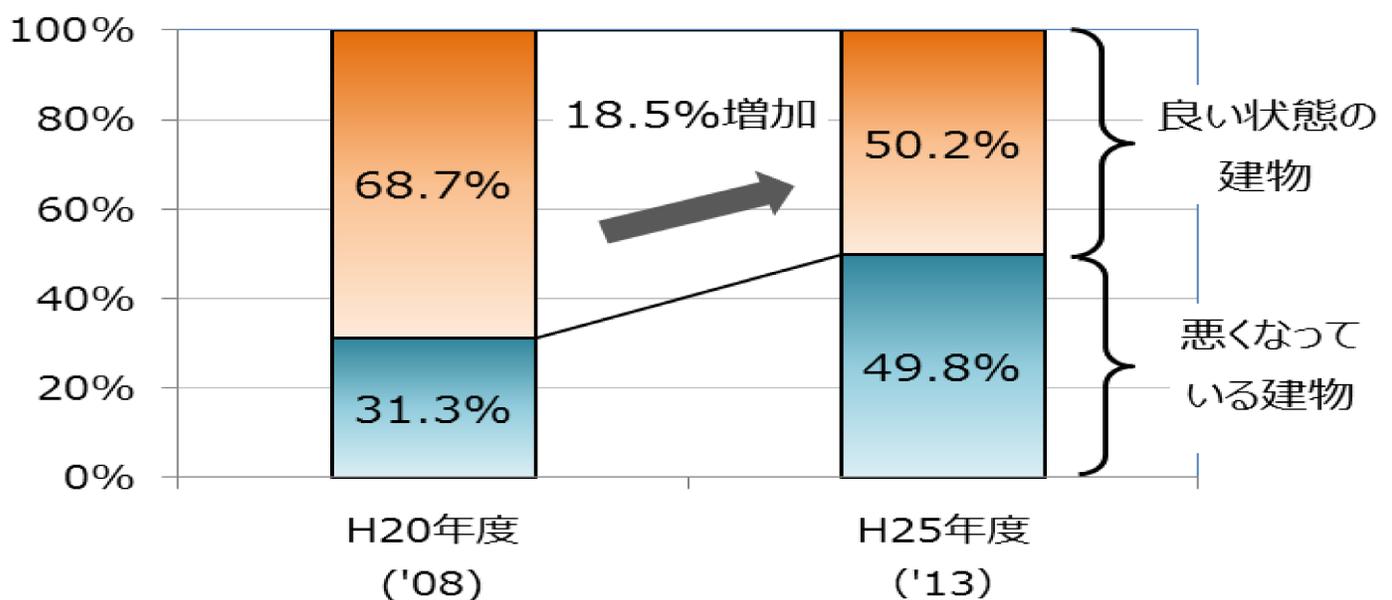
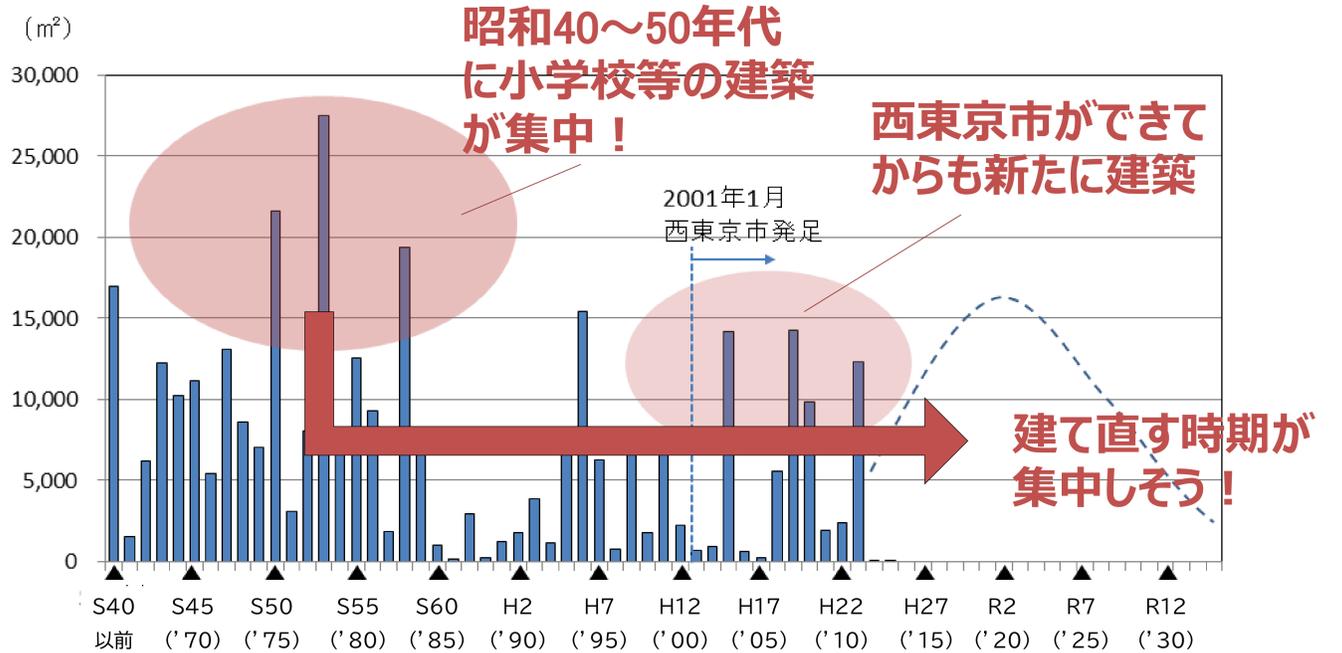
3. 今、公共施設はどんな状況なの？

西東京市だけでなく、どこの自治体も古くなって、建て直す必要がある建物が増えつつあります。

西東京市では、これから10年くらいの間に建て直さないといけない建物が、たくさんありそうだね。

建て直すには、お金もかかるよね。お金は十分にあるのかな？

状態が悪くなっている建物が増えているね。



※グラフ等の数値は、「西東京市公共施設等総合管理計画」(平成28年9月)より引用しています。

4. 西東京市の現状と課題



今後の公共施設をどうするか決めるとき、市の人口と市のお金のことを考える必要があります。



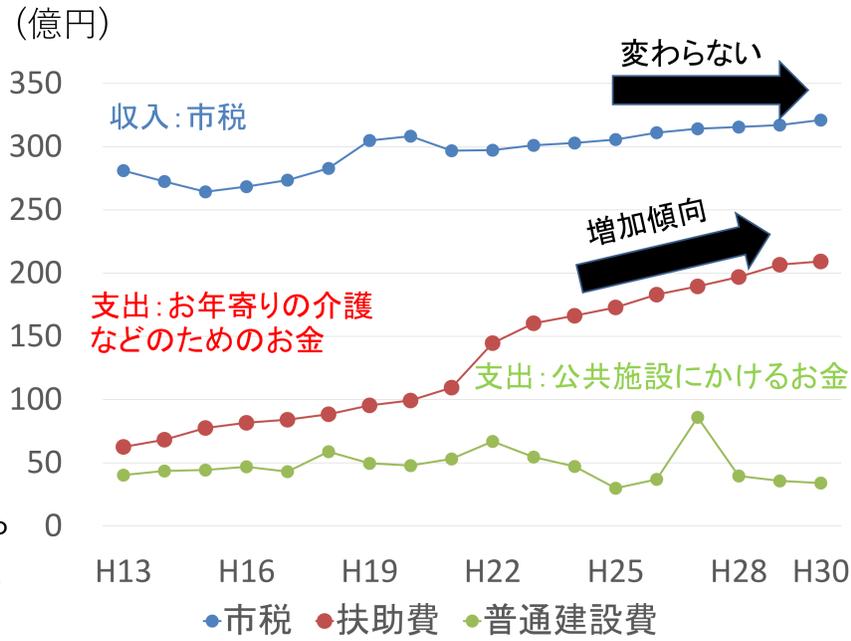
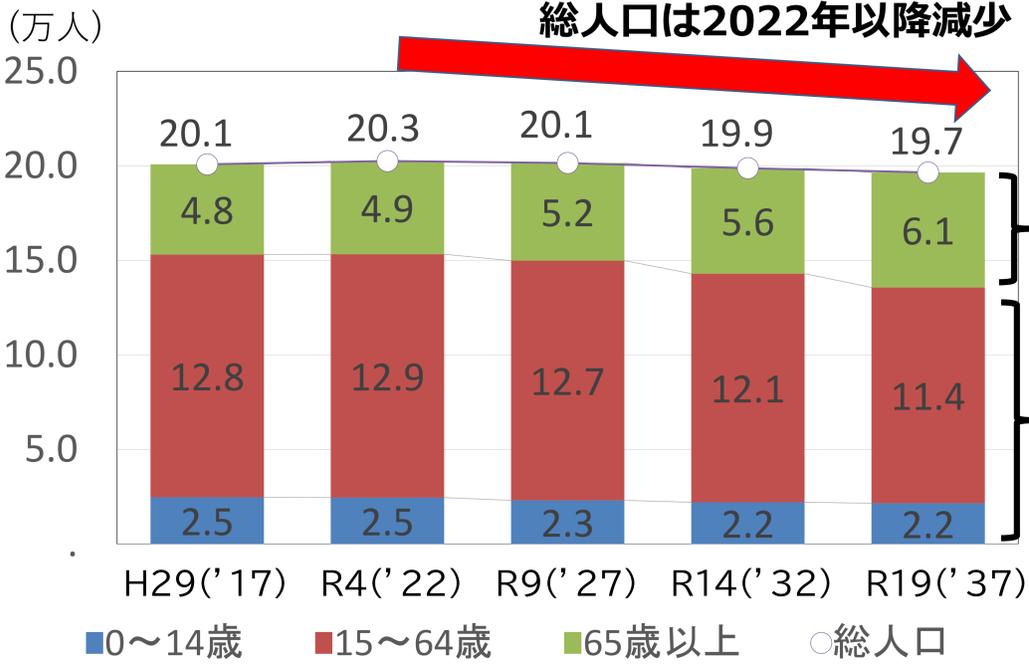
将来の人口は減っていくね。



子どもが減ると、子どもの施設はどうなるの？ 増えるお年寄りの施設は足りるのかな？



働く人が減ると、市の収入は増えないね。でも、子どもやお年寄りの支援に必要な費用は増えているね。



公共施設に必要なお金を準備することが、だんだん難しくなっています。

人口の年齢区分の変化に合わせて、求められる公共施設の種類や数を見直す必要があります。



西東京市の公共施設に必要なお金って、どれくらいなの？



現在は公共施設に毎年約20億円のお金を使っています。ただし、今と同じ量の公共施設を適正に維持するには、毎年約40億円ものお金が必要になります。



子どもやお年寄りの支援に必要なお金が増えるから、公共施設に今までと同じようなお金は使えなくなりそうだね。どうしたらいいのかな・・・？

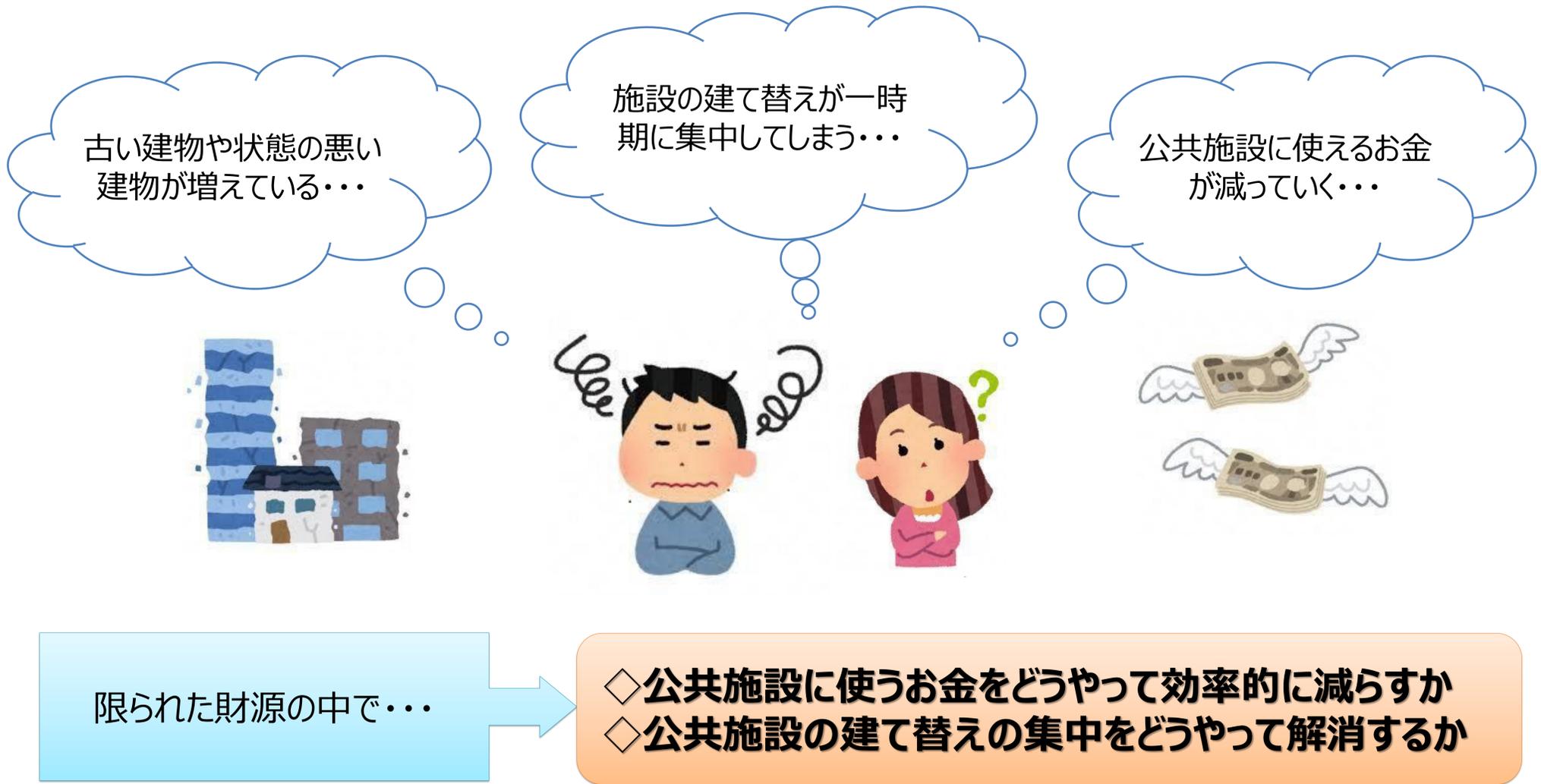
公共施設の更新費



古くなった建物を直したり、建て直すと、たくさんのお金が必要になります。

※グラフ等の数値は、「西東京市公共施設等総合管理計画」(平成28年9月) 「西東京市人口推計調査」(平成29年度調査)より引用しています。

5. これからの公共施設の考え方



6. 公共施設の総量を縮減

公共施設に使えるお金があまりないから、やっぱり数を減らさなきゃいけないのかな。

でも、建物がなくなると、その場所ですていたことができなくなっちゃうね。

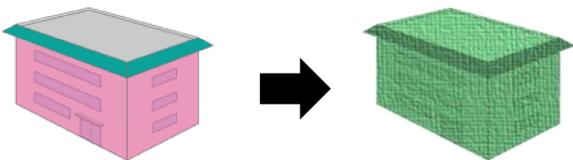
施設を減らす方法は、今ある施設を一つにまとめるなど、いろいろな方法があります。施設をまとめると、必要なサービスも維持できます。

地域の特性やニーズ

サービスの維持

施設の再編

今とは別の目的で使用



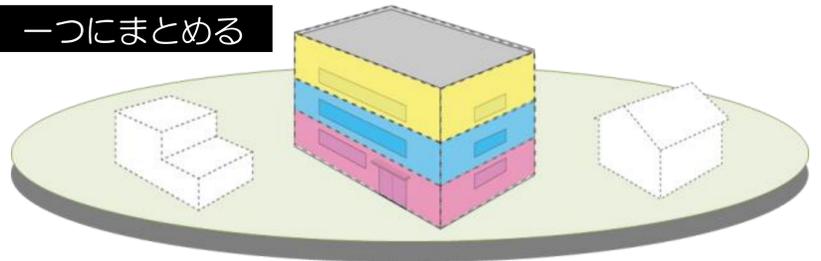
転用

施設の廃止



除却

一つにまとめる



集約・複合化

西東京市の公共施設等総合管理計画（H28.9）では、令和15年度（15年後）までに公共施設を「10%」減らすことを目標としています。

お金がかけられないので、ある程度は公共施設を減らさないと維持管理ができないですね。



7. 公共施設の上手な管理

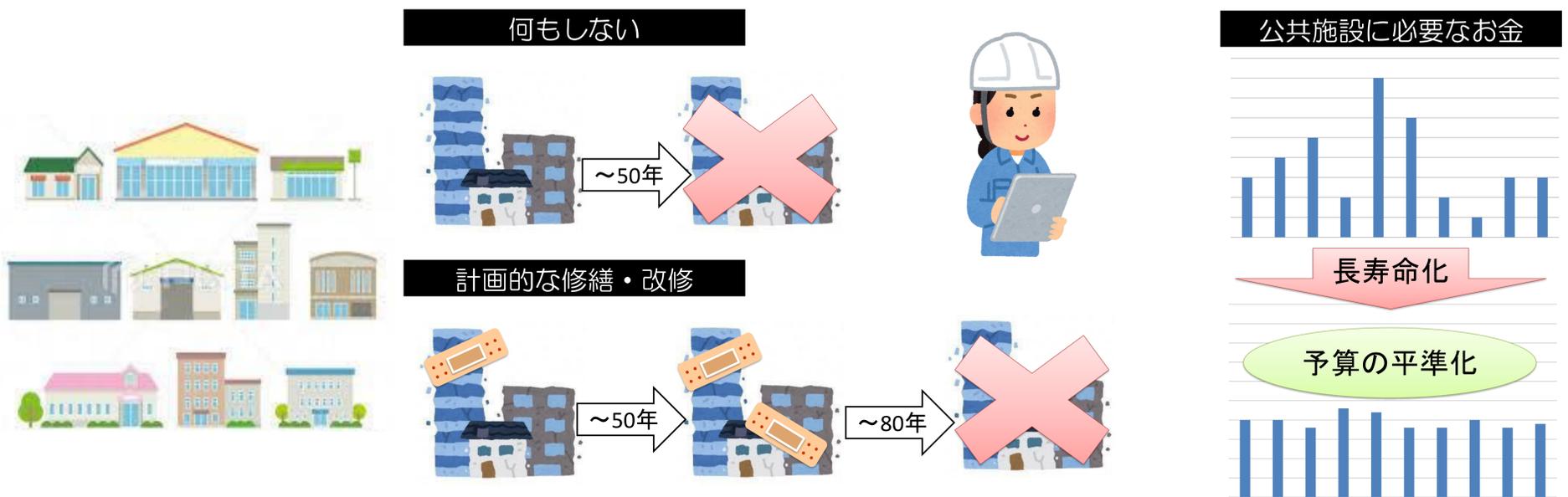


学校などの建て替えが集中すると、その時に働いている世代の負担が大きくなってしまいます。必要な施設は、大切に長く使い、建て替えの集中を解消することで、世代間の負担が公平になります。



施設を長く使えるってということは、古くなってすぐに建て替えるよりも必要なお金は少なくて済むのかな。

施設の長寿命化



8. 西東京市の今後の取組

令和元年度から2カ年かけて計画の見直し・策定に取り組めます



- ① 公共施設などの全体的な方針を総合管理計画で定める
- ② 施設のあり方や役割、市民の皆様のニーズを踏まえて施設の再編を検討
- ③ 再編の検討結果から、個別の施設の修繕や長寿命化など、今後の取扱いを決定

自分の住む街の施設のことをもっとくわしく調べてみませんか？

西東京市 公共施設 計画

で

検索

いこいーな
©シンエイ/西東京市



西東京市の公共施設の一歩の課題は、「庁舎統合」です。

next <庁舎統合>

9. 庁舎統合に向けた3つの基本方針

① 田無庁舎を活用した「暫定的な対応方策」

令和2年度までに保谷庁舎は取壊し、田無庁舎市民広場に仮庁舎を整備したうえで、保谷庁舎機能を田無・保谷庁舎敷地に再配置する「**暫定的な対応方策**」を当面の方策とします。

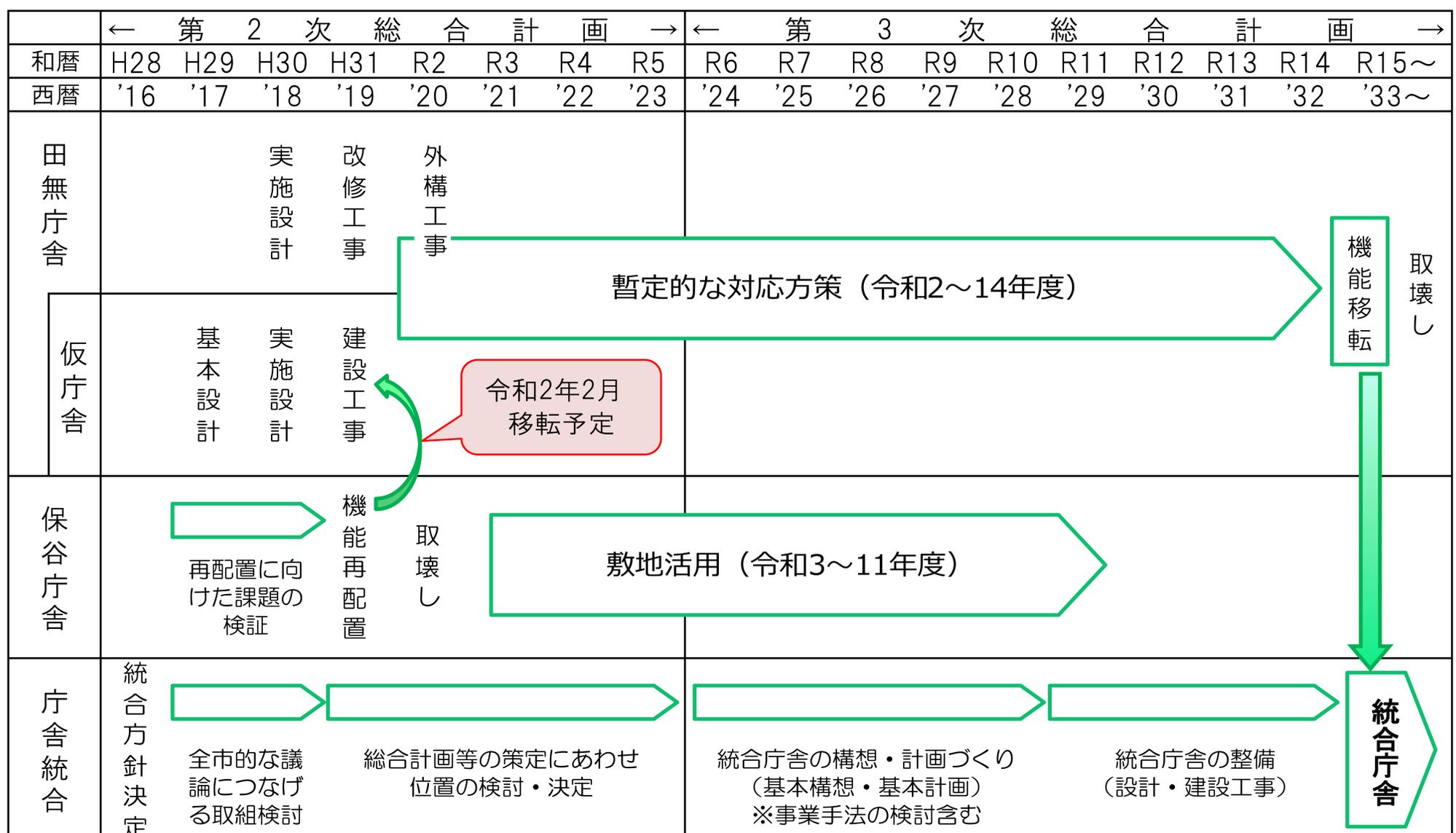
② 令和15年度を目途に「庁舎統合」を実現

市民への丁寧な情報提供や全市的な議論につながる取組を進めるとともに、財政的な担保である庁舎整備基金への十分な積立期間を確保するため、田無庁舎の耐用年数の目安である令和15年度を目途に実現します。

③ 市中心エリアでの統合を視野に検討

「統合庁舎」の位置は、本市が合併市特有の課題も抱えており、市民意向や市全体の配置バランスを考慮することが重要であることから、市中心エリアにおける統合の可能性について検討します。

【庁舎統合に向けた工程】



※統合庁舎の位置によっては、用地取得や仮設庁舎の整備等が必要になります。

10. 暫定的な対応方策

令和2年度までに行う暫定的な対応方策

田無庁舎側敷地

市民サービス機能の集約

■仮庁舎

5F 《生活文化スポーツ部》
 ○文化振興課 ○スポーツ振興課
 ○産業振興課 ○協働コミュニティ課
《農業委員会事務局》
 ・消費者センター
 ・勤労者福祉サービスセンター

4F 《教育部》
 ○教育支援課

3F 教育長室
《教育部》
 ○教育企画課 ○学務課
 ○教育指導課 ○社会教育課

2F 《子育て支援部》
 ○子育て支援課 ○保育課
 ○児童青少年課

1F 《健康福祉部》
 ○地域共生課 ○高齢者支援課

■田無庁舎事務棟

5F 《総務部》
 ○総務課 ○職員課 ○建築営繕課
 ○契約課 ・情報公開コーナー

4F 《企画部》
 ○情報推進課
《市民部》
 ○市民税課 ○資産税課 ○納税課

3F 市長室・副市長室・監査委員室
《企画部》
 ○企画政策課 ○財政課
 ○公共施設マネジメント課 ○秘書広報課
《監査委員事務局》
《選挙管理委員会事務局》

2F 《市民部》
 ○市民課 ○保険年金課
《会計管理者》
 ○会計課 ・公金取扱金融機関

1F 《健康福祉部》
 ○生活福祉課 ○障害福祉課

■田無庁舎議会棟

4F
 ・委員会室

3F 《議会事務局》
 ・議場
 ・議員室
 ・正副議長室

2F
 ・総合案内
 ・市民相談室
 ・就職情報コーナー

1F 《健康福祉部》
 ○福祉相談

令和2年2月

保谷庁舎側敷地

防災・災害対策機能の集約

■保谷庁舎

機能再配置後取壊し

令和2年2月

令和2年5月

■保谷東分庁舎

2F 《まちづくり部》
 ○都市計画課 ○住宅課
 ○交通課 ○建築指導課

1F 《都市基盤部》
 ○道路管理課 ○道路建設課
 ○用地課 ○下水道課

■防災・保谷保健福祉総合センター

6F ・防災センター

5F 《総務部》
 ○危機管理課 ・災害対策本部

4F 《健康福祉部》
 ○健康課

3F ・保健センター

2F ・保健センター

1F 《市民部》
 ○市民課(総合窓口※)
《健康福祉部》
 ○生活福祉課 ○高齢者支援課
 ○障害福祉課
 ・公金取扱窓口 ※係名称未定

■エコプラザ西東京

2F 《みどり環境部》
 ○ごみ減量推進課

1F 《みどり環境部》
 ○みどり公園課
 ○環境保全課

令和15年度までに行う庁舎統合へ

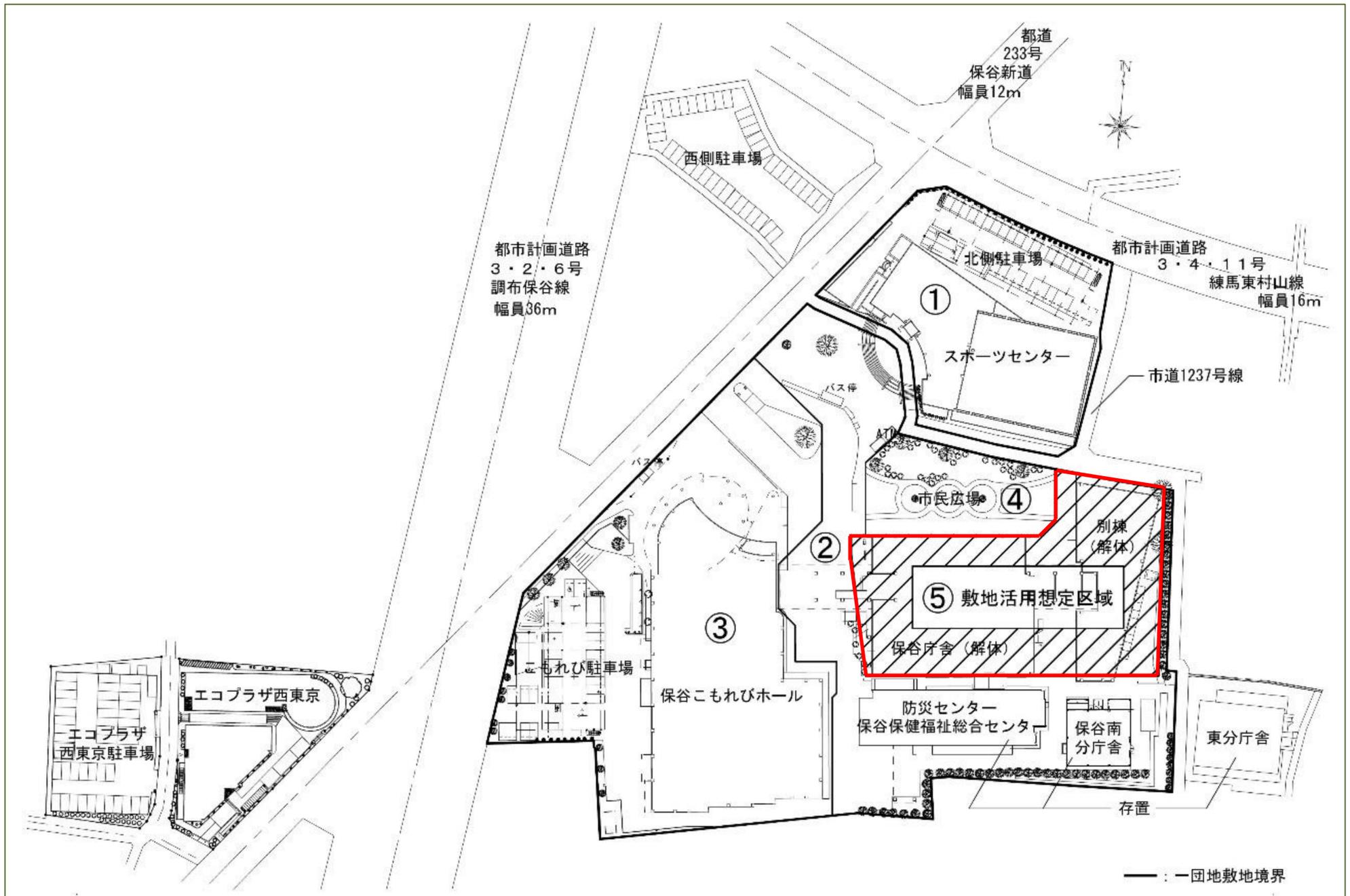
※部署配置及び課名については、組織改正を踏まえ、現在検討中のものであり、今後変更となる場合があります。

11. 保谷庁舎を取り壊した後の敷地活用

平成28年12月に決定した「庁舎統合方針」に基づき、保谷庁舎は令和2年度中に取り壊す予定です。

保谷庁舎を取り壊した後の敷地については、民間事業者への貸付など、官民連携事業による暫定的な敷地活用の検討を進めたいと考えており、敷地活用に求める機能などの基本的な考え方を取りまとめた「保谷庁舎敷地活用基本方針」を作成しました。

(1) 敷地活用の想定区域



<建築基準法第86条の一団地を形成>

敷地面積	①	スポーツセンター	3,866.23m ²	
	②	防災・保谷保健福祉総合センター	10,568.62m ²	
	内数	④	市民広場	1,231.08m ²
		⑤	保谷庁舎敷地活用想定区域	3,961.35m ²
	③	保谷こもれびホール	8,316.56m ²	
	合計	(①+②+③)		22,751.41m ²

(2) 敷地活用の基本方針

保谷庁舎を取り壊した後の敷地活用については、都市計画マスタープランにおける保谷駅南部地域の将来像や、市民意見、サウンディング調査結果を踏まえ、最大の目的は“**にぎわいの創出**”とし、敷地活用の基本理念（コンセプト）を以下のとおり定めます。

基本理念（コンセプト）

人が集い、にぎわう
交流の場の創出

にぎわい・居場所づくり

「健康」応援都市の実現

災害時にも活用可能な場所

財政負担の軽減・歳入確保の観点



(3) 敷地活用に求める機能

基本理念（コンセプト）の実現に向けて、保谷庁舎の敷地活用に求める機能は、市の財政負担の軽減や歳入確保の観点を踏まえ、以下に挙げる内容を中心に、可能な限り機能確保を目指し、検討を進めます。

① 市民交流機能

市民が集い、市民同士の交流が生まれ、多様な市民活動・コミュニティ活動につながり、地域社会の形成に資するよう、趣味・サークル活動、学習活動などが可能となる会議室や談話スペースなど、市民交流機能の確保を目指します。

② 健康増進機能

市民一人ひとりの健康づくりに向けた活動を支援するため、敷地内の「保谷こもれびホール」や「スポーツセンター」との連携など、「健康」応援都市の実現に向けた一助となるような、健康増進機能の確保を目指します。

③ 市民広場の有効活用

既存の市民広場については、来訪者のくつろぎの場や子供たちの自由な遊びの場、軽易な運動の場としての機能を充実させるなど、敷地活用とあわせて有効活用を図ります。

④ 防災・災害対策機能

敷地内に存置する防災センターの設置特性を活かし、応急対策拠点として、災害時にも活用可能な防災・災害対策機能の充実を図ります。

⑤ 飲食機能

市民の憩いの場として長時間の滞在を可能とし、くつろぎの空間を提供するためには、飲食サービス、または、飲食が可能なスペースを設けることが効果的であることから、にぎわいの創出の観点からもカフェやキッチンカーなど、飲食機能の確保を目指します。

⑥ その他の機能

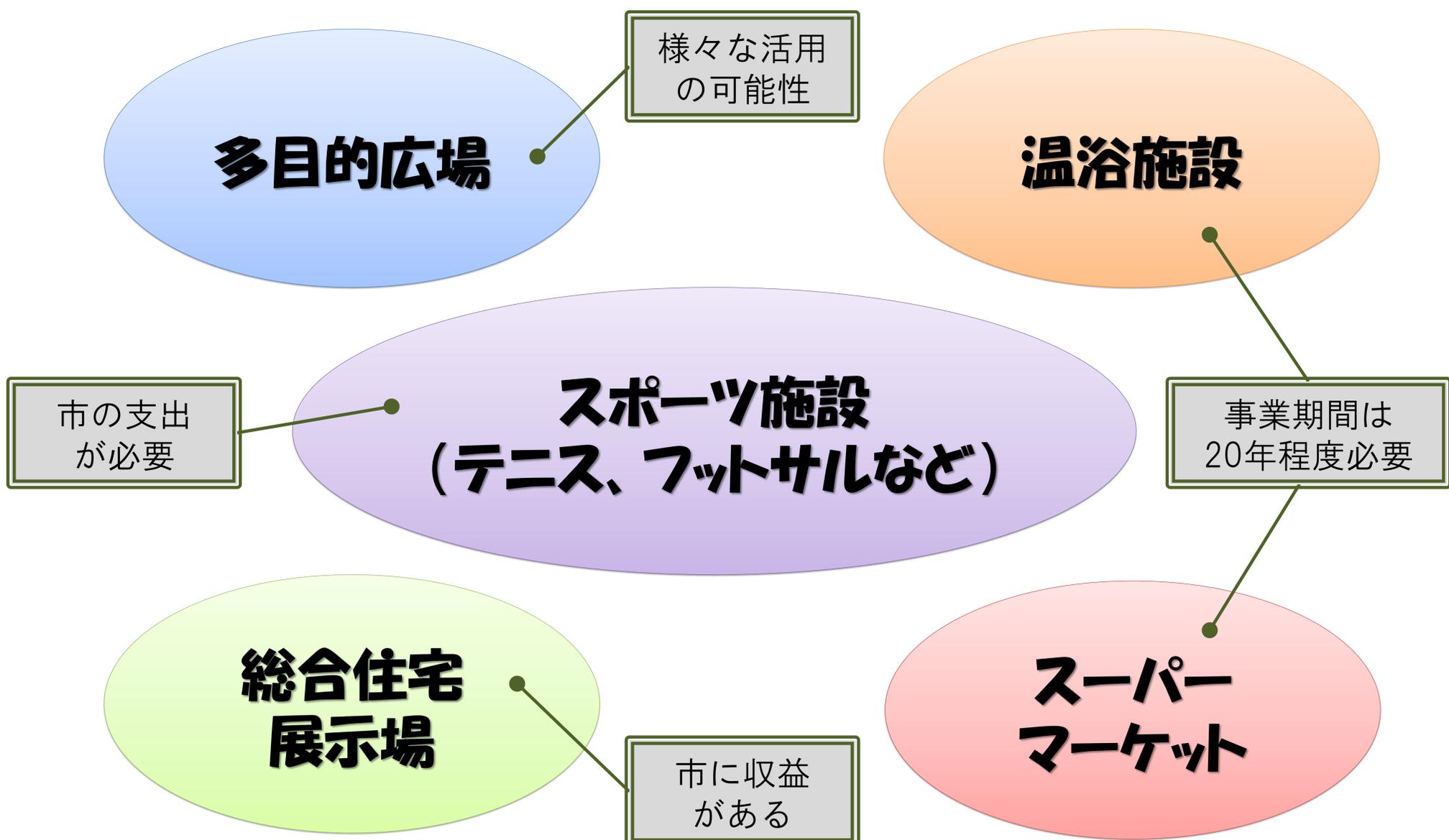
人々が集い、にぎわいが創出される空間となるように、多目的に活用できるイベントスペースや魅力的な情報発信の場など、その他の機能の充実を図ります。

(4) 敷地活用に向けた事業実施

① 保谷庁舎の取壊し	サウンディング調査の結果により、「保谷庁舎の解体工事を敷地活用の事業に含めることは困難」との意見が多数でした。そのため、保谷庁舎の解体工事は、令和2年度に市が実施します。
② 事業期間	今後、統合庁舎の位置の検討を行うため、暫定的な敷地活用とし、事業期間は、令和11年度までの9年間の原則とします。
③ 事業手法	民間事業者等への「敷地の有償貸付」を原則とします。
④ 事業者選定	公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。選定にあたっては、選定委員会を設置し、提案内容や価格等の審査をします。
⑤ 想定スケジュール	令和元年度 ・ 敷地活用に係る事業者公募
	令和2年度 ・ 敷地活用に係る事業者選定 ・ 事業者との基本協定締結 ・ 敷地活用に向けた準備
	令和3年度 ・ 敷地活用に係る契約締結 ・ 事業者提案に基づく整備、運用開始※

※敷地活用の内容によっては、令和3年度以降に運用開始の可能性もあります。

(5) 敷地活用に関する民間事業者からの提案



(6) 敷地活用に関する市民の皆様からの主なご意見・ご提案

市民交流機能

- 多世代交流の場
- 外国人との交流の場
- 多機能で魅力的なコミュニティ施設

健康増進機能

- テニスコート、フットサルコート
- e-スポーツ施設
- 高齢者でも体を動かせる広場

防災・災害対策機能

- 防災センターと連携した防災・災害対策機能の充実、水害への対応
- 防災・災害について学べる場

飲食機能

- 西東京市一店逸品事業との連携
- カフェ
- キッチンカー

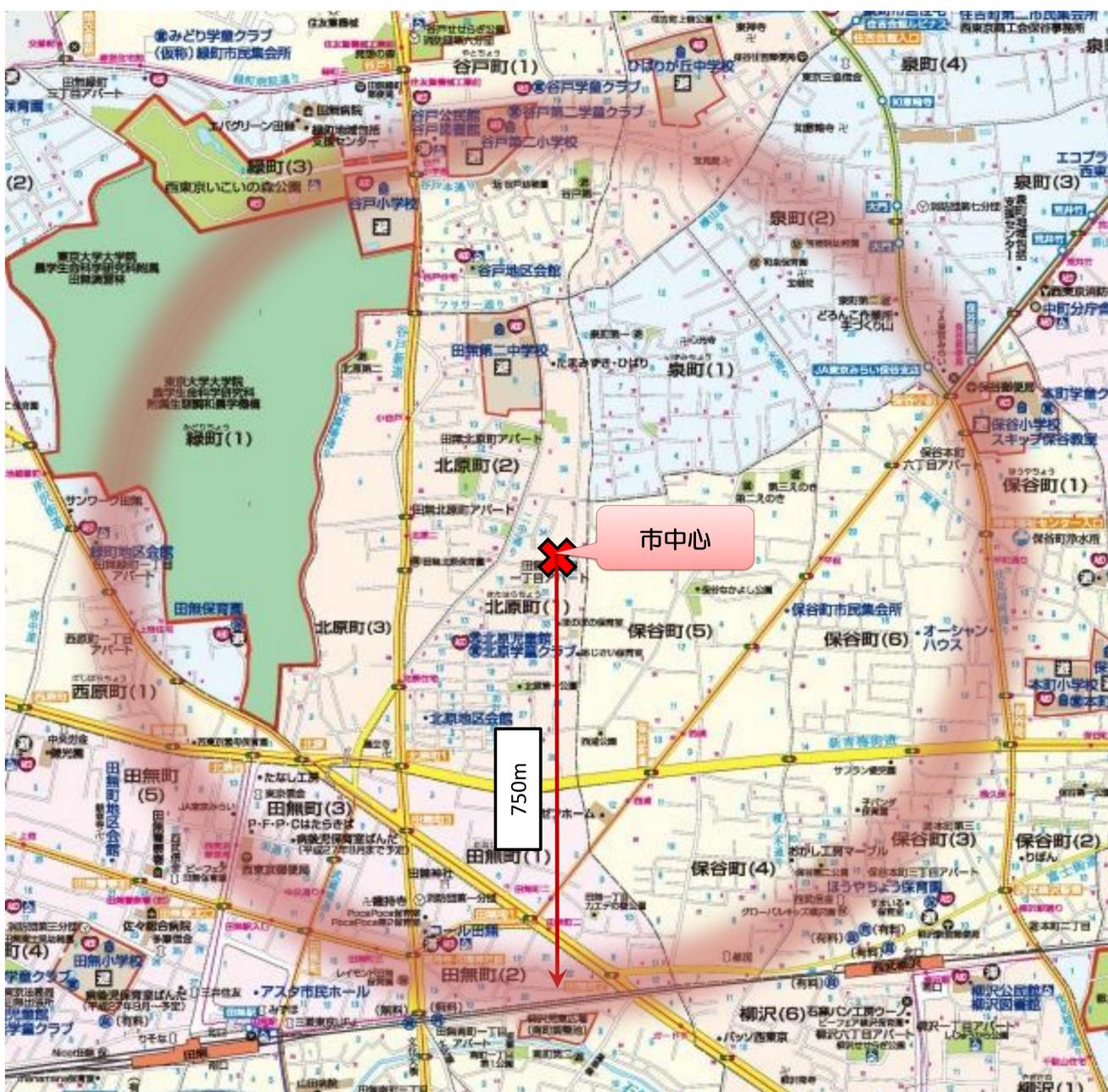
その他の機能

- イベントスペース、多目的広場
- 自由に遊べる広場
- ペットと一緒に遊べる広場

ご意見

- 市民の活力を利用した敷地活用を！
- 将来世代、若者たちが関与する形で検討を進めるべき！

12. 統合庁舎の位置の検討



※市中心：地理的中心と人口重心（都営田無北原町一丁目アパート付近）

庁舎統合方針で示している 統合庁舎の位置の条件

敷地面積

約15,000㎡

延床面積（庁舎規模）

約20,000㎡

用途地域（都市計画）

第2種住居地域以上

基盤状況（道路幅員）

12m以上が望ましい

これまでのアンケート結果(301通)

1. 鉄道・バスなど、公共交通の利便性がよい場所 ⇒ **64.8%**
2. 道路網が整備されており、自転車や車での交通利便性がよい場所 ⇒ **41.2%**
3. 市内外の方にわかりやすい場所 ⇒ **19.9%**